

部数: 1部(高層建築物ごとに)

届出要領

高層建築物等予定工事届

提出する日又は
投函する日を記入

令和〇〇年〇〇月△△日

総 務 大 臣 殿

住所 ・建築主の住所(本店又は主たる事務所の所在地)、
氏名(商号又は名称、代表者の役職及び氏名)を記入
氏名 ・建築主が複数の場合は、全ての者について住所、
氏名の記載が必要

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名	上記の「住所」、「氏名」と同様に記載	電話	()
2	工事請負人住所氏名	未定の場合は「未定」と記載し p.3 に記載の書類を添付要	電話	()
3	工事下請負人住所氏名	上記に同じ。下請人がいない場合は「なし」と記入	電話	()
4	工事の種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ その他 () 修繕又は模様替えあるいは基地局空中線新設の場合はその他 () に記入		
5	敷地の位置(地名・地番)	県名から、住居表示の場合はその旨を記載		
6	高層建築物等の最高部の 地表高及び海拔高	地表高:	m (G L)	
	(地表高、海拔高は、p.4「6番の欄 説明」のとおり)	海拔高:	m (S L)	
7	高層部分の構造及び主要材料	構造:	(例)鉄筋コンクリート造	
		材料:	(例)鉄骨、コンクリート	
8	工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月△△日 (記入必須)		
9	工事完了予定年月日	令和●●年■月▲▲日 (記入必須)		
10	その他参考となる事項			
	・高層建築物等の用途:			
	・将来における増築等の計画 : ☐ あり ☐ なし ☐ 未定			
	・クレーン等仮設物の使用予定: ☐ あり (最後部の高さ(アーム等含む) m (G L))			
	☐ なし ☐ 未定			
	・当該建築物について伝搬障害可能性判定依頼書の提出: ☐ なし			
	☐ あり (通知書の番号: 海通陸第 号 / 通知書の年月日: 令和 年 月 日)			
	・本件連絡先			
	所 属 :			
	担当者名:			
	電話番号:			
	住 所 :			
	・その他備考:			

・用途例: 共同住宅、店舗、事務所、
携帯電話基地局用空中線など

・☐は該当するものに☑

別紙の図面

各図面は縮尺の記載があるものを添付してください。またA4版に折り曲げてください。

↓ 図面の並順（1を一番上に）

1 敷地付近見取図（又は案内図）

方位、道路及び目標となる地物を明示したもの

2 配置図・平面図

塔屋部分を含み、幅、方位記載のもの

3 立面図（4面：東西南北）

高層建築物等の高さ・外形が判別できること。高さ・外形が判別できる場合は、「東と南」など2面で可

4 敷地内における高層建築物等の位置を明示する資料 **p. 4 記載例**

(1) 敷地の大部分を1棟の高層建築物等が占める場合

地形図（**注①**）に敷地の輪郭線を赤で記入したもの（下記（2））Bの方法でも可能）

(2) 広い敷地の一部に高層建築物等を配置する場合A、Bいずれかの資料を添付すること

A 敷地及び31m超の高層建築物等の輪郭を明示した「敷地内の建物配置図」を作成し、地形図（**注①**）の該当する場所に貼付したもの

B 敷地及び31m超の高層建築物等の平面図上の主要な頂点の座標値（**注②**）

(3) 携帯電話基地局等の場合

工事を行なう各支持柱の中心座標値（**注②**）を配置図等に記載

(4) 送電用鉄塔等、四脚の鉄塔等の場合

鉄塔の土台の中心及び四隅それぞれの座標値（**注②**）を配置図等に記載。鉄塔腕組が四隅からはみ出る場合は当該腕組の座標値も記載。鉄塔等の方位角を記載。各腕組の高さ、各部の大きさを記載。

注① 地形図（縮尺2500分の1）

- ・ 地図の欄外に公共座標系や緯度経度による座標値（**注②**）が記載されているものであること（名称が「都市計画基本図」「白地図」等となっている場合あり）
- ・ この販売は主に市町村の都市計画課等で行われている。書店等の販売もあり
- ・ 販売を行っていない自治体を除き、原本を提出すること
- ・ 市町村等の公式サイトからのダウンロードによる場合は、縮尺2500分の1であること

注② 座標値

「平面直角座標系のXY座標系」（平面直角座標系、XY座標系の詳細は国土交通省の告示を参照のこと）又は、世界測地系に基づく「緯度経度」を記載する。

- ・ 平面直角座標系記入の際には、小数点以下第3位までの数値を記入すること。

平面直角座標系：系番号7 X= -90630.125m Y= -23276.030m

- ・ 緯度経度記入の際には、小数点以下第3位（秒未満）までの数値を記入すること。

緯度経度：北緯35度10分58秒110 東経136度54分39秒990

提出方法等

☆ 届出書様式のダウンロード先 ☆ 東海総合通信局ホームページ「ダウンロード集」
(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/tool/download/index2.html#E1>) → E 1 高層建築物等予定工事届

【届出時期】

届出の1～10欄の項目を全て記入できる段階で、工事着手前までに届出を行ってください。

目安としては、着手の半年前～1か月前程度のご提出をお願いしております。

なお、工事請負人及び工事下請人を「未定」として早期に届け出ることもできますが、この場合は以下のいずれかの書類を添付してください。

工事請負人、工事下請人又はその両方が未定の場合の添付書類

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第4号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第12条の5第3項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第59条の2第1項の規定に基づく許可の通知の写し
- (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの

【送付（提出）先】

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館

東海総合通信局 無線通信部 陸上課 高層建築物等予定工事届担当者 宛

窓口（名古屋合同庁舎第3号館5階）での提出は、平日8時30分から17時15分（12時から13時を除く）までの間（予約不要）

送付する場合の注意

本届出書は信書に該当することから必ず郵便又は信書便で送付してください。宅配便業者の宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

【伝搬障害の有無の通知】

- ・届出受付の日から3週間以内に文書で通知します。ただし、届出内容に不備があるときは、これを補正してから3週間以内となります。なお、判定に当たり、追加資料を請求し、これを基に詳細な審査を行う場合にはこの限りではありません。
- ・審査結果が「障害あり」の場合、今後の対応などを説明するために、原則ご来局をお願いしています。

通知書の郵送を希望される場合

届出の際に、郵便切手を貼付し宛先、宛名を記載した返信用封筒を添付してください。通知書は信書に該当することから、着払いであっても宅配便等は承りません。

【「障害なし」通知を受けた後、高層建築物等変更届が必要となる場合】

31mを超える部分の外形（高さ・大きさ）に変更が生じる場合、仮設クレーンの仕様が決定した

場合、未定事項が決定した場合など。詳細はお問合せください。

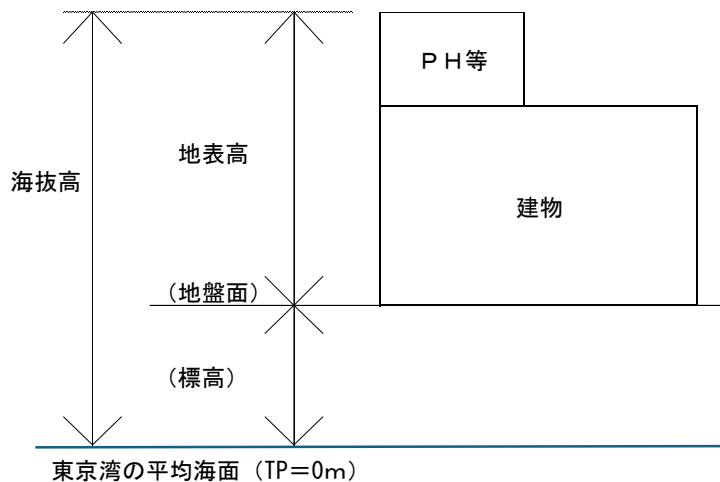
問合せ先（平日 8 時 30 分～17 時 15 分（12～13 時を除く））

東海総合通信局 無線通信部 陸上課

電話 052-971-9615

管轄区域 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県

【6 番の欄 説明】



・ P H、高架水槽、広告塔、エレベータ機械室等、屋上突出物（避雷針を除く）を含めた最高部までの高さを記載。

・ 「地表高」は、傾斜地等の場合、建築物等の敷地に接する道路の路面の中心の位置（敷地に接する道路がない場合は、当該建築物等が周囲の地面と接する位置）のうち最低地点からの高さを基準として記載する。地盤面の「標高」については、測量や地形図（縮尺 2500 分の 1）による値など、信頼性の高い方法で求めること。

【記載例 図面「敷地内における高層建築物等の位置を明示する資料」】

